

府中市立府中第五中学校 いじめ防止等のための基本方針

I いじめ問題に関する本校の基本的な考え方

1. 「いじめはどのような社会にあっても許されない人権侵害である」という考えの下、いかなる理由があってもいじめを許さないという姿勢で生徒指導にあたる。
2. いじめはすべての学校に起こりうる問題であることを踏まえ、教員の感性を高め、未然防止に努めると同時に、早期発見・早期対応にあたり、家庭・地域と連携しながらいじめ根絶を目指す。

II 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

1. 《名称》

「いじめ対策委員会」とする。

2. 《役割》

「具体的な取組の実施」「進捗状況の確認」「定期的検証」を学校を中心となって行う。

3. 《構成員》

校長・副校長・生活指導主任・教務主任・進路指導主任・経営支援主任・各学年主任・養護教諭

※必要に応じてスクールカウンセラー（以下、SCと記す。）や教育相談担当や学級担任等を加えて、拡大委員会とする。

III いじめ未然防止の取組

すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。

そのため、以下の具体的な取組を行っていく。

1. すべての生徒が参加・活躍できる授業作りを目指す。また、授業改善のために授業の相互参観を全員が行う。
2. 教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、生徒を傷つけたり他の生徒によるいじめを助長したりすることの理解および啓発を図る。
3. 人間関係のトラブルが起こりやすい時期を踏まえ、「いじめに関する授業」を、道徳授業も含めて各学期1回ずつ実施する。
4. 「SNS 五中ルール」の宣言等、生徒会活動の一環として、生徒自身がいじめの問題を自分たちの問題として受け止め、いじめのない学校生活を自分たちで主体的につくろうと考え、行動する土壌を育てていく。
5. 小学校との連携をさらに充実させ、小中学校間の情報連携を積極的に行っていく。
6. 校内パトロールの機会を活かし、いじめの兆候を捉えたときは速やかに情報の共有を図る。
7. 保護者会や各種集会、学校だよりなどを通じて、保護者・地域の意識の啓発に努める。

Ⅳ いじめ早期発見に向けての取組

- 生徒のささいな変化を見逃さないこと。
- 気付いた情報を教師集団が共有すること。
- 得られた情報に基づき速やかに対応すること。

以上三点の実現のため、以下の具体的な取組を行う。

1. 生徒の「気になる変化」、「気になる行為」については、5W1Hを明確にした具体的情報として職員全員が共有し、早期認知・早期対応の助けとする。
2. 年3回ふれあい月間に実施する、生徒による「いじめに関するアンケート」、それに付随した個別面談を活用し、状況把握の助けとする。また、SCの一斉面談を新入生の不安軽減の助けとし、生徒が相談しやすい環境をつくっていく。
3. 暴力的な行為や「暴力を伴ういじめ」を発見したときは、速やかに止める。遊びやふざけであるか否かに関わらず、暴力行為を放置しない。

Ⅴ いじめ早期対応の取組

いじめの疑いがある行為や状況が発見された場合、「いじめ対策委員会」がいじめとして対応すべき事案かどうかを判断し、以下の具体的対応を行う。

1. 通常はいじめに対しては、「いじめ対策委員会」が中心となって学校全体で対応していく。
2. いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、府中市教育委員会とも連絡をとり、府中警察署と相談して対処する。
3. 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れのあるときは、直ちに府中警察署に通報し、適切に援助を求める。
4. いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えるように指導する。いじめは絶対に許されない行為であり、生徒自身がそれを根絶しようとする態度を育てる。
5. ネット上のいじめへの対応が学校単独では困難と判断した場合は、府中市教育委員会と相談しながら対応する。

Ⅵ 重大事態への対処

国が示したフローチャートに従い、以下の流れで府中市教育委員会の判断に応じて動く。

◆いじめの疑いに関する情報入手

- いじめ防止対策推進法第22条「いじめの防止等の対策のための組織」（本校「いじめ対策委員会」）で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有。
- いじめの事実の確認を行い、結果を府中市教育委員会へ報告。

◆重大事態の発生

- 市教委に重大事態の発生を報告。※市教委から都教委に報告。
 1. 「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」（生徒が自殺を企図した場合等）
 2. 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安とする）※一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に調査に着手する。
※生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

◆市教委が重大事態の調査の主体を判断

1. 学校を調査主体とした場合

(1) 学校の下に重大事態の調査組織を設置

- ・「いじめ対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるなどの措置をとる。
- ・当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係をもたない第三者の参加を図る。

(2) 調査組織で事実関係を明確にするための調査を実施する。

- ・いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。因果関係の特定は急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

(3) いじめを受けた生徒およびその保護者に対して情報を適切に提供する。

- ・調査により明らかになった事実関係について適時・適切な方法で情報提供していく。
- ・関係者の個人情報については十分に配慮する。ただし、個人情報の保護を盾にいたずらに必要な説明を怠らない。
- ・アンケート調査を行う際、その結果をいじめられた生徒や保護者に提供する場合がある。そのことを、調査対象の生徒や保護者にあらかじめ説明する。

(4) 調査結果を市教委に報告※市教委から都教委に報告

- ・いじめを受けた生徒または保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒または保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(5) 調査結果を踏まえた必要な措置をとる

2. 市教委が調査主体となる場合

- ・市教委の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

VII 関係法規

(1) 教育基本法

(教育機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受け入れる機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない

(学校教育)

第6条2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んじるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

(2) 学校教育法

第四章 小学校

第三十五条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一または二以上を繰り返し行う等
性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、
その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害または心身の苦痛を与える行為
- 三 施設または設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

(3) いじめ防止対策推進法

第一章 総則（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に
在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的な影
響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行
為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（重大事態への対応）

- ・ いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いを認め
られるとき。
- ・ いじめにより在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされ
ている疑いがあるとき。
- ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安として一定期間連続して欠席している
場合など迅速に着手する。

(4) 府中市いじめ防止対策推進条例

https://www.l.g-reiki.net/city.fuchu.tokyo/reiki_honbun/gl30RG00000922.html

（目的）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策について基本理念を定め、府中市(以下「市」という。)、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務を明らかにするとともに、市の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから

確実に守るとともに、児童等のいじめに関する理解を深め、児童等がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。

3 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。

4 いじめの防止等のための対策は、学校に加え、市、東京都、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(学校及び学校の教職員の責務)

第6条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童又は生徒の保護者、地域住民並びにいじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図りつつ、当該学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童又は生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

(保護者の責務)

第7条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、市及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(府中市いじめ防止基本方針)

第8条 市は、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項を府中市いじめ防止基本方針(以下「基本方針」という。)として定めるものとする。

2 基本方針は、法第12条の規定に基づくいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針とする。